

事 務 連 絡

令和 2 年 6 月 2 6 日

令和 2 年 7 月 2 1 日一部修正

西宮市内指定障害児通所支援事業者 様

西宮市法人指導課長

西宮市生活支援課長

西宮市障害福祉課長

令和 2 年 7 月以降の西宮市内指定障害児通所支援事業所の取扱いについて

本市における放課後等デイサービスの学校休業日単価の具体的な取扱い及び期間については、「学校再開後の西宮市内指定障害児通所支援事業所の対応について」(令和 2 年 5 月 29 日付西宮市法人指導課長他連名事務連絡)において、別途通知する旨をお示ししましたところ、具体的な取扱いに関して『「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について(その 2)」に係る Q & A』(令和 2 年 6 月 3 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)にて示されました。

また、今後の人員基準等の柔軟な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る Q & A について(その 1)」(令和 2 年 6 月 1 9 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)(以下、「6 月 1 9 日付厚生労働省事務連絡」にて示されました。

つきましては、本市における令和 2 年 7 月以降の指定障害児通所支援事業所の取扱いについて、下記の通り整理しましたので、お知らせいたします。

赤字下線部は、令和 2 年 7 月 2 1 日修正箇所

記

1. (放課後等デイサービスのみ) 報酬単価について

① 学校休業日単価の終了日について

西宮市内学校及び西宮市内在住児童生徒が通学する市外の特別支援学校の分散登校期間を考慮し、学校休業日単価の終了日を 7 月 3 1 日とし、終了日までは分散登校・通常登校問わず全ての児童生徒について、学校休業日単価で算定することとします。

② 8 月 1 日以降の報酬単価について夏季休業期間中の報酬単価について

○ 原則として、通常通りの取扱いとなります。(夏休み期間については学校休業日単

冊となります。→「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ & Aについて（その2）」（令和2年6月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡、以下「6月30日付厚労省事務連絡」）が発出されたことを受け、現在、詳細を厚生労働省に照会しています。このため、後日、本市の取扱いをお示しすることとします。

- 七かしながら、8月1日夏季休業期間以降においても分散登校を実施する学校に通学する児童生徒を受け入れるため、長時間開所しなければならないことが想定されます。

このため、8月1日夏季休業期間以降に、分散登校を実施する学校（西宮市内・市外問わず）に通学する児童生徒を受け入れている事業所については、西宮市障害福祉課に対して「分散登校による請求単価変更申出書」（別紙参照）を提出することより、分散登校を実施している期間において、事業所毎に学校休業日単価を適用します。

③他市支給決定保護者の児童生徒の取扱いについて

各市で取扱いを定めていますので、各市担当課にお問い合わせください。

2.（児童発達支援及び放課後等デイサービス）人員欠如減算・定員超過減算の取扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症に関連した理由により、定員を超えて児童を受入れた場合や人員基準を満たさず受入れた場合については、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮することを前提に、定員超過減算及び人員欠如に関する減算を適用しない取扱いとします。

- 定員を超過した受入れや人員基準を満たさず受入れを行った場合には、その理由を記録してください。

3.（児童発達支援・放課後等デイサービス）電話等による代替的支援の取扱いについて

- 7月10日以降については、新型コロナウイルス感染症を予防するため通所を欠席希望した場合で、事業所が居宅への訪問、音声通話、Skype その他の方法で障害児の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行った場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とします。

- 電話等による代替的支援を行う際は、新型コロナウイルス感染症を予防するため通所を欠席希望する旨の連絡があったこと、電話等による代替的支援により通常のサー

ビス利用とみなされ利用者負担が発生することについて保護者に説明し同意を得たこと（放課後等デイサービスについては、電話等による代替的支援にかかる利用者負担については特例的に免除になること※）、電話等による代替的支援を行った日時、支援方法、支援内容（具体的なサービス内容例は6月19日付厚生労働省事務連絡）を記録してください。

※ 夏季休業期間中の電話等による代替的支援にかかる利用者負担については、6月30日付厚労省事務連絡において、放課後等デイサービス支援等事業の対象とならない旨が示されたことを受け、現在、厚生労働省に照会しております。本市の夏季休業期間中における取扱いについては、後日、お示しすることとします。

- 単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。
- 電話等による代替的支援の実施にあたっては、同一日に複数事業所により支援することで障害児や保護者に負担がかかることを避けるため、「障害児通所支援事業所のサービス提供の重複を避けるための対応方針について」（令和2年5月7日付西宮市法人指導課事務連絡）にてお示しした取扱いに留意ください。
- なお、他市支給決定利用者の取扱いについては、各市で取扱いを定めていますので、各市担当課にお問い合わせください。

4.（放課後等デイサービスのみ）メールやLINE等コミュニケーションアプリを活用した代替的支援の取扱いについて

- 「西宮市障害児通所支援事業所向けQ&A（4月27日版）」において、メール等による支援については、対象サービスを限定していませんでしたが、6月19日厚生労働省事務連絡を受け、**7月10日以降については、放課後等デイサービスに限るものとします。**
- 支援にあたっての留意事項については、「西宮市障害児通所支援事業所向けQ&A（4月27日版）」をご確認ください。
- 重複請求を避けるための対応方針については、本事務連絡「3.（児童発達支援・放課後等デイサービス）電話等による特例的な支援の取扱いについて」をご確認ください。

5.（放課後等デイサービスのみ）利用者負担額について

分散登校を実施している期間について、「学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービ

スの請求について」(令和2年6月5日付西宮市健康福祉局福祉部障害福祉課長事務連絡)及び同事務連絡別添「【西宮市版】請求等事務について(3)」における特例的取り扱いを引き続き適用することとします。

夏季休業期間中については、6月30日付厚労省事務連絡において、放課後等デイサービス支援等事業の対象とならない旨が示されたことを受け、現在、厚生労働省に照会しております。本市の夏季休業期間中における取扱いについては、後日、お示しすることとします。

6. (保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援) 電話等による特例的な支援の取扱いについて

『「緊急事態宣言」発令に係る西宮市内指定障害児通所支援事業所の対応について』(4月10日付西宮市法人指導課長他連名事務連絡)にてお示しした電話等による代替的支援によって報酬算定を認める特例的な取扱いを引き続き適用することとします。

7. (全サービス) その他特例的取り扱いについて

6月19日付厚生労働省事務連絡における特例的な取扱いを適用することとします。

以上

問い合わせ先

西宮市法人指導課	電話：0798-35-3423
生活支援課	電話：0798-35-3923
障害福祉課	電話：0798-35-3767